



三重県公報

令和3年12月28日（火）

第 273 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
765	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	2
766	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を定めた旨	(水産資源管理課)	3
767	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	(同)	3
	公 告		
	土地改良区の解散認可	(農地調整課)	4
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	4
	同件	(同)	4
	同件	(同)	4
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	5

告 示

三重県告示第 765 号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 12 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表に次のように加える。

25	三重県私立学校修学旅行のキャンセル料等支援補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応するため、予定していた修学旅行を延期又は中止することにより発生したキャンセル料に係る保護者の経済的な負担軽減を図る。	修学旅行を延期または中止することに伴うキャンセル料について、本来保護者が負担することとなる経費を補助事業者が負担した場合に要する経費	別に定める。	小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校又は専修学校（高等課程）を設置する法人
----	--------------------------	--	--	--------	---

別表 1(3)の表第 3 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

公共浄化槽等整備促進事業補助金	市町が設置主体となつて、地域を単位として高度処理浄化槽を面的かつ計画的に整備することにより、公共用水域の水質汚濁を防止し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	市町が、生活排水対策を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、公共浄化槽等整備推進事業実施要綱（令和 2 年 3 月 31 日環境省環境適発第 20033115 号）に基づき高度処理型浄化槽を整備する費用に係る地方債の償還のための基金の積立に要する経費及び市町が単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止する者に対し、その転換に要する費用を助成する経費
-----------------	--	---

別表 1(3)の表第 4 号の項（C）の欄を次のように改める。

市町が、生活排水対策を緊急に促進する必要がある地域の生活排水対策の推進を図るため、特定地域生活排水処理事業実施要綱（平成 6 年 10 月 20 日厚生省衛浄第 67 号）に基づき高度処理型合併処理浄化槽を整備する費用に係る地方債の元利償還金の支払いに要する経費

別表 1(3)の表第 6 号の項（C）の欄を次のように改める。

生活基盤施設耐震化等事業計画に記載された水道施設等耐震化事業、水道事業運営基盤強化推進等事業、官民連携等基盤強化推進事業、水道事業における I o T 活用推進モデル事業及び生活基盤施設耐震化等効果促進事業に係る経費
--

別表 1(5)の表に次のように加える。

3	三重県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金	日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を行う事業の実施を補助することにより、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。	三重県内の日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を行う事業に要する経費	1/2 以内	市町、事業を実施するのに適した法人又は行政機関、地域住民、企業等から構成される団体
---	-----------------------------	---	---	--------	---

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の環境生活部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 3 年度分の補助

金等から適用する。

三重県告示第 766 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能性を以下のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表します。

令和 3 年 12 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

令和 4 管理年度（令和 4 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間）におけるさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能性を以下のとおり定めます。

第 1 さんま

- 1 都道府県別漁獲可能性（法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する「都道府県別漁獲可能性」をいう。以下同じ。）

現行水準

2 三重県の知事管理漁獲可能性

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
三重県さんま漁業	現行水準

第 2 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能性

現行水準

2 三重県の知事管理漁獲可能性

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
三重県まあじ漁業	現行水準

第 3 まいわし太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能性

52,000 トン

2 三重県の知事管理漁獲可能性

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
三重県まいわし中型まき網漁業	31,000 トン
三重県まいわし機船船びき網漁業	15,000 トン
三重県まいわしその他漁業	現行水準

三重県告示第 767 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能性（令和 3 年三重県告示第 247 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表します。

令和 3 年 12 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前												
第 1 するめいか（略）	第 1 するめいか（略）												
第 2 くろまぐろ（小型魚）	第 2 くろまぐろ（小型魚）												
1 都道府県別漁獲可能性 <u>49.3 トン</u>	1 都道府県別漁獲可能性 <u>37.3 トン</u>												
2 三重県の知事管理漁獲可能性	2 三重県の知事管理漁獲可能性												
<table> <tr> <th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能性</th></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td><td><u>12.7 トン</u></td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td><td><u>11.0 トン</u></td></tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能性	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	<u>12.7 トン</u>	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	<u>11.0 トン</u>	<table> <tr> <th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能性</th></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td><td><u>10.2 トン</u></td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td><td><u>8.5 トン</u></td></tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能性	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	<u>10.2 トン</u>	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	<u>8.5 トン</u>
知事管理区分	知事管理漁獲可能性												
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	<u>12.7 トン</u>												
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	<u>11.0 トン</u>												
知事管理区分	知事管理漁獲可能性												
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	<u>10.2 トン</u>												
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	<u>8.5 トン</u>												

三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	<u>3.6 トン</u>	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	<u>4.5 トン</u>
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	<u>9.1 トン</u>	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	<u>6.6 トン</u>
第3 くろまぐろ（大型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 <u>25.8 トン</u> 2 三重県の知事管理漁獲可能量 （略）		第3 くろまぐろ（大型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 <u>37.8 トン</u> 2 三重県の知事管理漁獲可能量 （略）	

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定により、八王子土地改良区（四日市市八王子町 260 番地 1）の解散を令和 3 年 12 月 16 日認可しました。

令和 3 年 12 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 12 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤地図作成）
- 2 作業期間
令和 3 年 12 月 20 日から令和 4 年 3 月 15 日まで
- 3 作業地域
桑名市大字播磨、同市大字志知、同市大字嘉例川、同市大字桑部、同市大字赤尾、同市赤尾台、同市大字島田、同市大字額田、同市星見ヶ丘、同市大字星川、同市大字五反田、同市大字大仲新田、同市野田、同市大字森忠、同市陽だまりの丘、同市大字下深谷部、同市大字上深谷部、同市多度町小山、同市多度町古野、いなべ市大安町梅戸、同市員弁町大泉、同市北勢町田辺、同市藤原町志礼石新田、同市藤原町大貝戸、同市藤原町市場、同市藤原町坂本、同市藤原町山口、同市藤原町本郷、同市藤原町川合、同市藤原町上之山田、同市藤原町古田、同市藤原町鼎、員弁郡東員町長深及び同町穴太

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、鈴鹿 P A スマート I C 周辺土地区画整理組合理事長から通知がありました。

令和 3 年 12 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 3 年 8 月 10 日から同年 12 月 31 日まで
- 3 作業地域
鈴鹿市山本町及び同市大久保町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 12 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業期間
令和3年12月15日から令和4年1月7日まで
- 3 作業地域
鈴鹿市御園町、同市徳居町、同市津賀町及び同市石薬師町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和3年12月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年 12月15日	三重郡菰野町大字大強原字西台 65-2	四日市市智積町 842-1 ミレニアム五月 D 志 田 隆 信 四日市市智積町 842-1 ミレニアム五月 D 志 田 千 賀 子
令和3年 12月17日	三重郡菰野町大字菰野字茶屋ノ下 5458-1 ほか 1 筆	四日市市小生町 311 フォーリア 101 田 中 真 司 四日市市小生町 311 フォーリア 101 田 中 紗 子
令和3年 12月17日	三重郡菰野町大字菰野字大垣内 8962	四日市市鵜の森 1 丁目 5-19 三重北農業協同組合 代表理事組合長 門 脇 孝

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>